

令和6年度第1回羽島市障害者総合支援協議会議事録要旨

1 日 時 令和6年10月1日（火） 13時30分～

2 場 所 406会議室

3 出席者

生活サポートはしま相談支援センター主任相談支援専門員	勝 尚志
障がい者生活支援センターきつねあな 管理者	川合 宗次
GH 健康促進住宅 主任	森 恵子
支援センターふなぶせ南 相談支援専門員	棚橋 正人
羽島市発達支援センター 所長	永納 香子
中央子ども相談センター 係長	大野 春菜
岐阜保健所 技術課長補佐	二村 真紀
羽島市身体障害者福祉協会 会長	森 重雄
羽島市手をつなぐ親の会 理事長	川尾 こず枝
羽島市障害児を守る会 会長	馬場 まさ子
学校教育課 係長	服部 正宏
子育て・健幸課 係長	永田 美香

4 議 題

（1）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下「にも包括」と表記）について

【意見、質問事項】

・色々な障害がある中で、あえて「精神障害」を取り上げることに違和感を感じる。特別扱いする目的は何か？長期入院患者を地域に移行することか？

→ことの発端は長期入院患者の問題があったかと思われるが、精神障害の特性として支援の手が入りづらく潜在化しやすいといった課題や、他の障害と比べて医療を必要とする度合いが大きいといった特徴があることが理由として挙げられる。

- ・他市町の協議の場においても、同様な意見は聞かれる。精神障害は特殊なところがあるため、地域の中で支えていく中で多職種が関わっての基盤作りがより求められているのではないかと認識している。

- ・発達障害と診断される子どもが増えており、知的障害ではないと、障害の種別で分けると精神障害に分類されるが、早期に発見しどういったケアをしていくかが課題である。また、課題が複合化、複雑化しているケース（家族）が増えている。

- ・他市町の取り組みを紹介する。

①課題を分析し、教育、保健、福祉、高齢など関係者の連携、連動をするために、既存の事業の整理をしている。

②地域の住民の理解が進んでいないと考えた市町村においては、民生委員の勉強会をしたり、事業所の視察に行くなど、理解を広めるための取り組みを始めた。

③ネットワークを作るために、研修会や事例検討等をしたりしている。

- ・課題として障害受容がないために支援等に結びつかず、生活が破綻するといった困難ケースが少なくない。精神だけに特化するのはいかがなものかと思う。

- ・早期に発見し、何処につなぐかといったことが明確化され、そこからサービスの利用等につなげられると良い。

・まず、課題が何かを整理する必要があると思う。入院から地域に帰ってきた障害者を含めて、精神の状態が重篤になった際に精神科病院等へ緊急的に入院できる体制など、病院との連携が必要であると考えるが、岐阜県においては病院の受け入れが容易ではない現状がある。（県内の病院で受け入れられず、隣の県の病院で入院となったケースもある。）医療連携が、岐阜県の一番の課題であり、「にも包括」を作るにも、病院の協力・連携が必要不可欠である。

→現場として緊急介入や、医療が必要な方を一番の課題であると感じてらっしゃると理解したが、「にも包括」の趣旨として、入院が必要なケースだけでなく、その前段である地域住民の「メンタルヘルスリテラシー」といったことも合わせてシステムの構築することで、重篤な状態にならないようにするといった目的もあると考えるので、医療機関の受け入れについては県、地域住民への周知等については市町村のように、それぞれで協力しながらシステム作りをしていくところであると考える。「にも包括」についても、最終的な目標は共生社会の実現。

・協議をするにあたっては、やはり精神科病院にも協力してもらう必要があると考える。

→整備にあたって、精神科病院は必須であるため、圏域を含めての整備を保健所には訴えているところではあるが、各市町の単位で整備するべきであるとの見解を示される。

・令和２年から圏域でも検討を進めているが、市町においても同時並行で整備を図る必要がある。精神科病院においては、「にも包括」について理解しているので、相談員さん等の協力は得られると思う。

(2) 専門部会について

【意見、質問事項】

- ・障害の子どもに対する部会なのか、子ども全体の部会なのか？
- ・どちらも対象となりうる。事業所においては、障害の特性を理解していない事業所もあるため、そういったことを学ぶ場ともなりうる。
- ・事業所が勉強することは、事業者として当たり前のことであるため、事業所のための部会というのは趣旨が違うので、子どものためということを第一に考えて欲しい。子育て支援、家族支援を検討してほしい。
- ・民生委員や事業所など多機関が連携して、解決までは至らないとしても、なんとか支援をしている。ペアレントトレーニングについて、地域でも紹介できる取り組みを予定しており、地域において啓蒙をしていく予定でいる。当事者や保護者等の意見を踏まえて、色々な方法を模索してほしい。ニーズは多数あるが、把握と消化がされていない。
- ・羽島市の一番の課題は、重層的支援体制が整備されていないことである。県内でも 6～7 か所で整備されており、課や部を超えて支援する体制ができているため、羽島市でも至急作るべきである。
- ・児相が扱っていたケース対応について、中軽度なケースについては市町村で対応するようになると変わってきており、市の「子ども家庭センター」が担うこととなる。
- ・そのセンターにおいては、家族支援を行うことまで求められており、その上に重層的支援体制があり、課を超えての支援が求められている。

- ・構成メンバーについて、保育所や幼稚園の関係者は地域のことを良く知っているため、課題に気づくことがあると思う。通所事業所に通う児童については、ある程度必要な支援が受けられていると思うので、繋がっていない方に対する啓蒙が必要かと思う（繋がっていない人の方が困難なケースが多い）。

- ・子どもの概念が、児童福祉法が改正され 18 歳・20 歳と年齢で区切るものではなく、自立するまでといった考えに変わってきているため、成人期に近い部分も含めてよい。

- ・義務教育の間は学校で支援ができるが、義務教育終了後も支援は必要であり、そういった人が社会的に孤立せず必要な相談や支援を受け、就労等自立できる体制ができると良い。必要な支援を受けられないとその後の生活において、精神障害や引きこもりといった 2 次障害となりかねない。「にも包括」にも繋がることである。

- ・子ども家庭センターが当該役割を担うことになっている。

- ・子ども家庭センターが担う部分が大きくなっており、統括的な役割はあるかもしれないが、そこだけで完結できないケースが多いため、親を孤立させないよう、関係者が協力しながら支援をしていく必要があると考える。

（３）地域生活支援拠点の評価について

【意見、質問事項】

- ・拠点の機能によりサービスを提供した場合において、報酬の面では加算がついたかと思うが、そういったケースの把握はあるか？実績が無い中で評価ができるのか？

→拠点の機能については、緊急時の対応だけでないのでその他の機能では評価できると思われる。また、報酬の実績は無くても把握している課題等はあるかもしれない。

- ・子どもの短期入所は近隣市内を含めて対応している事業所がない。県の委託事業において、空きベッドを確保しているが実際に使えない現状があるため、病院等を含めて何とか受け入れられる体制が必要と感じている。

- ・障害児ではないが、下呂市では、個人が緊急的に放デイの職員が個別に児童を受け入れたケースがある。特養でも子どもの受け入れができるようになっている。既存の枠や制度、部局を超えて重層的な支援体制の整備として体制を整備していく必要がある。

- ・地域生活支援拠点を作っても、現実問題として受け入れが進まないという現状があるため、事業所への啓発や社会資源の開発等を進める必要があると思われる。